

北九州市職員等からの公益通報に関する要綱

○北九州市職員等からの公益通報に関する要綱

平成19年2月1日

北九総人人第318号

改正 平成19年11月20日北九総人人第220号

平成28年4月1日北九総人人第129号

令和4年7月8日北九総人人第701号

令和6年4月1日北九総人人第2743号

(目的)

第1条 この要綱は、職員等からの公益通報を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることにより、組織としての不正防止の自浄作用の向上を図るとともに、公益通報をした職員等の保護を図り、もって、市民に信頼される適正な職務執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員及び同条第3項第1号の2若しくは第3号に規定する特別職に属する本市の職員（以下「職員」という。）又は公益通報の日前1年以内に職員であった者

イ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（ただし、本市からの退職派遣者に限る）又は公益通報の日前1年以内に退職派遣者であった者

ウ 本市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者若しくはその事業に従事している者又は公益通報の日前1年以内に当該事業を行っていた者若しくはその事業に従事していた者

エ 市が指定した指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）若しくは当該指定管

北九州市職員等からの公益通報に関する要綱

理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は公益通報の日前1年以内に市が指定した指定管理者であった者若しくは当該指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

オ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者で本市に役務の提供をする者又は公益通報の日前1年以内に派遣労働者で本市に役務の提供をしていた者

カ 副市長、教育委員会教育長並びに地方自治法第138条の4第1項に規定する執行機関として本市に置かれる委員会（選挙管理委員会を除く）の委員及び委員

(2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則をいう。

(3) 公益通報 本市の事務又は事業に関する、法令に違反する事実、適正な職務執行を妨げる事実その他通報により是正し、又は防止すべき事実（以下「通報対象事実」という。）があると思料されるものについて、職員等がする通報をいう。

(4) 局区室 市長事務部局の各局区室をいう。

(5) 人事課職員 総務市民局人事部人事課長（以下「人事課長」という。）及び人事課長が指名する人事課の職員をいう。

(6) 通報担当員 人事課職員、局区室の庶務を担当する課長（これに準ずる者を含む。以下「庶務担当課長」という。）及び局区室の庶務担当課長が指名する職員をいう。

（内部通報相談員）

第3条 職員等からの通報を適切に処理するため、内部通報相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 職員等からの通報及び第10条第1項に規定する申出を受け付けること。

(2) 職員等からの公益通報及び第10条第1項に規定する申出の処理に

北九州市職員等からの公益通報に関する要綱

ついて、人事課職員に必要な指導及び助言を行うこと。

- 3 相談員は、若干名とし、弁護士又は本市の事務若しくは事業に関して高度な知識及び経験を有すると認められる者のうちから、市長が選任する。
- 4 相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 5 相談員に欠員を生じたときは、市長は速やかに後任の相談員を選任しなければならない。この場合における後任の相談員の任期は、前任の相談員の残任期間とする。

(人事課の役割)

第4条 人事課職員は、職員等から公益通報に関する相談又は問合せがあったときは、当該職員等に対して助言その他の必要な対応を行うものとする。

- 2 総務市民局人事部人事課は、公益通報をした職員等（以下「公益通報者」という。）の氏名等の秘密の保持を徹底させるものとする。
- 3 人事課職員は、第3条第2項第2号の指導及び助言を受けたときは、その内容を通報担当員（人事課職員を除く。）に伝えるものとする。
- 4 人事課職員は、必要に応じて、公益通報の内容等を市長に報告するものとする。

(職員等の責務)

第5条 職員等は、客観的かつ具体的な根拠を示して通報を行わなければならない。

- 2 職員等は、いかなる場合においても、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的での通報（以下「違反通報」という。）をしてはならない。

(通報の受付)

第6条 通報担当員又は相談員は、通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしている場合の通報についての窓口となるものとする。

- 2 通報担当員（人事課職員を除く。）又は相談員は、職員等から通報があったときは当該通報の内容を人事課職員に報告するものとする。
- 3 人事課職員は、職員等からの通報が公益通報に該当するときは当該職員等に公益通報を受け付けた旨を通知し、公益通報に該当しないときは当該職員

北九州市職員等からの公益通報に関する要綱

等に公益通報として受け付けない旨及びその理由を通知するものとする。

(調査)

第7条 通報担当員は、人事課職員が職員等からの通報を公益通報として受け付けた場合は、相談員の指導及び助言を踏まえて、遅滞なく、当該公益通報の内容が事実であるかについて必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査は、公益通報者の秘密を守るため、当該公益通報者が特定されないよう十分配慮して行うものとする。

3 通報担当員は、利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮の上、公益通報者に第1項の調査の結果を通知するものとする。

(調査後の措置)

第8条 通報担当員は、前条第1項の規定による調査の結果、必要があると認められる場合には、相談員の指導及び助言を踏まえて、法令に基づく措置その他適当な措置を講じるものとする。

2 通報担当員は、利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮の上、前項の規定により講じた措置の内容を公益通報者に遅滞なく通知するものとする。

3 通報担当員(人事課職員を除く。)は、前条第1項の規定による調査の結果及び第1項の規定により講じた措置の内容を人事課職員に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 何人も、違反通報である場合を除き、通報した職員等に対して、通報したことによるいかなる不利益な取扱いもしてはならない。

(不利益取扱いの救済)

第10条 通報又は相談を行ったことにより不当に不利益な取扱いを受けた職員等は、通報担当員又は相談員に対し、その旨の申出を行うことができる。

2 前項の申出があった場合には、通報担当員(人事課職員を除く。)又は相談員は、当該申出の内容を人事課職員に報告するものとする。

3 通報担当員は、第1項の申出の内容が事実であるかについて相談員の指導及び助言を踏まえて、必要な調査を行うものとする。

4 通報担当員は、前項の調査の結果、申出を行った者が不利益な取扱いを受

北九州市職員等からの公益通報に関する要綱

けたと認められる場合は、相談員の指導及び助言を踏まえて、法令に基づく措置その他適当な措置を講じるものとする。

(運用上の注意)

第11条 通報担当員は、この要綱の運用に当たっては、通報した職員等その他の関係人の人権が不当に侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(公表)

第12条 公益通報の件数及び主な内容については、毎年度公表するものとする。

2 前項の規定による公表に当たっては、利害関係人の秘密、信用及び名誉等に配慮しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、総務市民局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行し、同日以後にされた公益通報について適用する。

付 則 (平成19年11月20日北九総人人第220号)

この要綱は、平成19年11月15日から施行し、同日以後にされた公益通報について適用する。

付 則 (平成28年4月1日北九総人人第129号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後にされた公益通報について適用する。

付 則 (令和4年7月8日北九総人人第701号)

この要綱は、令和4年7月8日から施行し、同日以後にされた公益通報について適用する。

付 則 (令和6年4月1日北九総人人第2743号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後にされた公益通報について適用する。